

みなし指定事業所の指定更新事務について

平成 27 年 3 月 31 日以前に介護予防訪問（通所）介護事業所の指定を受けた事業所で、みなし指定の有効期限満了日（平成 30 年 3 月 31 日）の経過後も引き続き知立市総合事業の指定事業所として事業を継続する場合は、知立市の指定更新を受ける必要があります。

また、みなし指定の指定更新を受けない場合には、知立市総合事業の事業所指定の効力を失うこととなり、平成 30 年 4 月 1 日以降、要支援者及び事業対象者への現行サービス（介護予防訪問（通所）サービス）を提供することができなくなります。

1 指定更新申請書類

(1) 提出書類一覧

介護予防訪問サービス

- ・・・「第 1 号事業者（介護予防訪問サービス）の指定申請に係る添付書類一覧」のとおり※

介護予防通所サービス

- ・・・「第 1 号事業者（介護予防通所サービス）の指定申請に係る添付書類一覧」のとおり※

申請書及び必要な様式は市ホームページからダウンロードしてください。

ホーム>健康・福祉>介護保険>介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）について（事業者向け）

※みなし指定の更新に限り、該当する事業所は添付書類に下記の書類も合わせて提出してください。

- ・別紙 1 「みなし指定事業所の指定更新における有効期間について」
 - －指定申請の時点で同一所在地において行う同種の事業（訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護）の指定を受けている事業所のみ必要となります。
- ・別紙 2 「事業所を所管しない保険者に属する利用情報（市外事業所用）」
 - －指定申請の時点で知立市の被保険者の利用者（※住所地特例者は除く）がいる場合のみ必要となります。

(2) 書類作成上の留意点

- ・履歴事項全部証明書は、複数事業所の更新申請を同時に行う場合、1 法人 1 部で結構です。また、訪問型サービス A・通所型サービス A の指定申請時に原本提出済で内容に変更がない場合は写しで結構です。
- ・勤務形態一覧表は、申請書を記載した月の予定シフトを記入してください。
- ・添付する従業員の資格者証、修了証等の写しについては、勤務形態一覧表の扱いと同様とし、申請書を記載した月の勤務形態一覧表に合わせて下さい。

・介護予防訪問・通所サービスの添付書類一覧に「写し」となっている書類については、事業所指定申請の際に提出した書類(変更があった場合は変更届出後の書類)の写しを提出してください。

・「第1号事業者(介護予防訪問・通所サービス)の指定申請に係る添付書類一覧」も確認欄にチェックのうえ提出してください。

2 受付期間

平成30年2月28日までに知立市役所長寿介護課まで提出してください。

- ・事前にご連絡の上来庁ください。
- ・申請書等に不備があった場合は、申請書の受付ができない場合があります。

3 提出先

知立市役所長寿介護課介護保険係(1階6番窓口)

4 指定の有効期間

事業所の指定有効期間は、「6年間」と定められていますが、同一所在地において行う同種の事業(訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護)の有効期間に合わせることも可能です。

5 受付後から指定まで

更新申請受付後に申請内容に変更が発生した場合は、変更届を提出してください。なお、更新申請提出後の変更届出である旨を、変更届の余白に明記してください。更新申請書を訂正して再提出する必要はありません。

6 他市町村への指定更新手続き

運営規程のうち「通常の事業の実施地域」に知立市外を規程している場合は、当該市町村への指定更新手続きが必要となりますので、注意してください。詳しくは当該市町村の担当窓口へお問い合わせください。

7 住所地特例者に対するサービスの提供

居住する施設の所在する市町村のサービスを利用します。他市町村の被保険者であっても、知立市に施設がある住所地特例者(他市の被保険者)については、知立市の総合事業のサービスを提供します(知立市の事業所指定が必要)。知立市外の事業所で、知立市の被保険者の利用が住所地特例対象者(知立市の被保険者であって、住所が知立市外の施設にある者)のみの場合は、当該事業者は、知立市から指定を受ける必要はありません。

8 平成 30 年 4 月 1 日以降に提供した総合事業の請求

みなし指定の有効期間満了に伴い、平成 30 年 4 月 1 日以降に提供した総合事業の請求に係るサービスコードが変更となります。

サービス種別	サービス種類 コード	単位数単価	対象事業者
介護予防 訪問サービス	A1 ↓	事業所所在地に 応じた地域単価	みなし指定事業者
	A2 (平成 30 年 4 月 から変更)	10.42 円	介護予防訪問サービスの指定 または更新を受けた事業所
介護予防 通所サービス	A5 ↓	事業所所在地に 応じた地域単価	みなし指定事業者
	A6 (平成 30 年 4 月 から変更)	10.27 円	介護予防訪問サービスの指定 または更新を受けた事業所

9 留意事項

総合事業の指定更新を希望しない場合は、「廃止届」の提出が必要となりますので、担当係へご相談ください。

担当 知立市役所長寿介護課介護保険係

電話 0566-95-0122

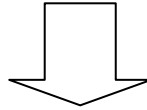
FAX 0566-83-1141

■居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲

○目的

市町村による介護支援専門員の支援の充実（保険者機能の強化）

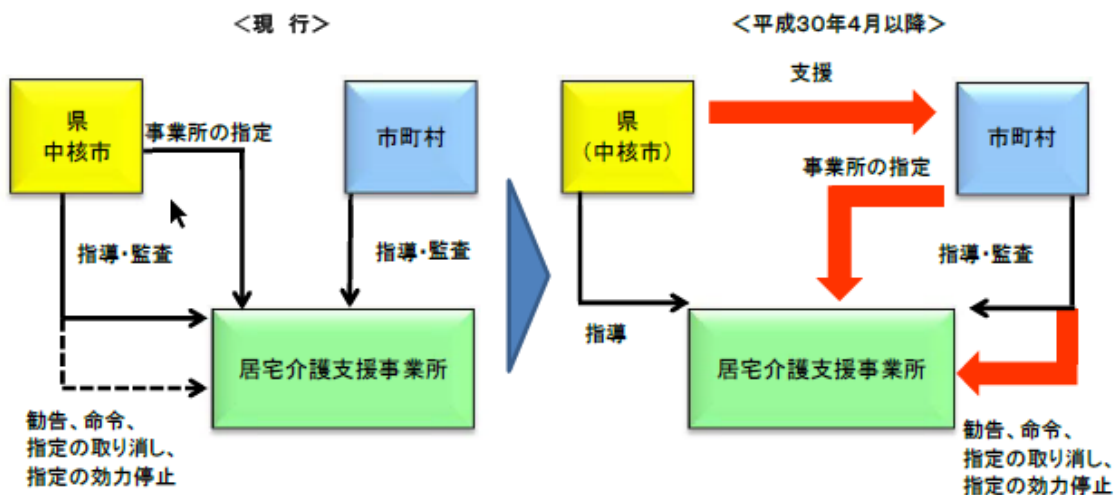
- ・ 自立支援に資するケアマネジメントに取り組める環境整備を推進する。
- ・ 医療や生活支援ニーズが高い高齢者や認知症を有する高齢者などが増加していく中で、地域包括ケアシステム構築を推進する市町村が、高齢者のニーズを把握し、ケアマネジメントに対する理解を高めていく。



○居宅介護支援事業所の指定権限について、県から市町村に移譲される。（平成30年4月施工）

※事業者の指導・監査については、現行制度においても保険者である市町村においても実施することが可能となっているが、「勧告」や「命令」といった権限も移譲される。

※介護支援専門員に対する指導権限については、従来どおり県が有する。



※詳細については、随時知立市ホームページに掲載させていただきます。